

岩手県告示第250号

生活相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

生活相談員設置規程の一部を改正する告示

生活相談員設置規程（昭和50年岩手県告示第976号の3）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、<u>広域振興局の経営企画部（盛岡広域振興局及び沿岸広域振興局の経営企画部を除く。）</u>及び経営企画部地域振興センター（二戸地域振興センターを除く。）並びに岩手県立県民生活センターに生活相談員を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、<u>広域振興局の経営企画部（<u>県南広域振興局経営企画部に限る。</u>）</u>及び経営企画部地域振興センター（二戸地域振興センターを除く。）並びに岩手県立県民生活センターに生活相談員を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。